

お 知 ら せ

1 入院基本料について

当院は、「急性期一般入院料 1」の届出を行っています。

これは各勤務時間帯を平均して入院患者さん 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しているものです。

なお、勤務時間ごとの看護職員数等は別掲示の「看護職員数等について」をご覧ください。

また、各病棟内に病棟ごとの看護職員数等を掲示しています。

2 D P C 対象病院（基礎係数及び機能評価係数）について

当院は、厚生労働大臣が定める、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度（DPC/PDPS）の対象病院として指定されています。

これは厚生労働省で決められた診断群分類（病名や治療内容）に応じた 1 日当たりの点数を用いて、入院期間に応じた医療費を包括的に計算する方式で、包括評価部分は次の計算式により包括的に評価されます。

【包括評価部分】

診断群分類ごとの 1 日当たり点数 × 在院日数 × 医療機関別係数

◎当院の医療機関別係数は「1. 5 6 6 7」となっています。

【内訳】①基礎係数 1. 0 4 5 1

②機能評価係数Ⅰ 0. 3 7 0 2

③機能評価係数Ⅱ 0. 1 3 1 3

④救急補正係数 0. 0 2 0 1

（①、③、④は、令和 6 年 3 月 2 1 日厚生労働省告示第 1 0 4 号別表 3 に掲げる病院として係数が定められています。）

診療費は、この包括評価部分と出来高評価部分の合計額となります。

（診断群分類による包括評価＋出来高評価＋入院時食事療養費）

なお、歯科口腔外科、自賠責、労災及び自由診療の場合等は、上記の方式によらず、従来どおり出来高による計算となります。

3 関東信越厚生局長への届出事項について

当院は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に定める基準に基づき、上記のほか下記事項を関東信越厚生局長に届け出ています。

（1）基本診療料（初・再診料）に係る事項（※は再診料の場合）

A 医療 D X 推進体制整備加算 5 …… 9 点（歯科 8 点）

B 歯科外来診療医療安全対策加算 2 …… 1 3 点（※ 3 点）

C 歯科外来診療感染対策加算 4 …… 1 5 点（※ 5 点）

（2）基本診療料（入院基本料等加算）に係る事項

A 急性期充実体制加算 1

7 日以内の期間 …… 4 4 0 点

8 日以上 1 1 日以内の期間 …… 2 0 0 点

1 2 日以上 1 4 日以内の期間 …… 1 2 0 点

B 臨床研修病院入院診療加算（基幹型） …… 4 0 点

基幹型の臨床研修病院であり、研修医による臨床研修を実施しています。

C 救急医療管理加算 1 …… 1 0 5 0 点

// 2 …… 4 2 0 点

注 2 乳幼児加算 …… 4 0 0 点

注 3 小児加算 …… 2 0 0 点

地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保しています。

D 超急性期脳卒中加算 …… 1 0, 8 0 0 点

脳梗塞と診断された患者さんに対し、発症後 4. 5 時間以内に組織プラスミノゲン活性化因子を投与する態勢を確保しています。

E 妊産婦緊急搬送入院加算 …… 7, 0 0 0 点

妊娠状態の異常が疑われ、緊急用の自動車等で緊急に搬送された患者さんを受け入れる態勢を確保しています。

F 診療録管理体制加算 3 …… 3 0 点

専任の診療記録管理者を配置し管理体制を整え、患者さんに対し診療情報を提供しています。

G 医師事務作業補助体制加算 1（1 5 対 1） …… 1, 0 7 0 点

医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制確保を目的として、医師の事務作業を補助する医療秘書を配置しています。

H 2 5 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上） …… 2 4 0 点

夜間 1 0 0 対 1 急性期看護補助体制加算 …… 1 0 5 点

夜間看護体制加算 …… 7 1 点

- 看護補助体制充実加算１（２） …… ２０点（５点）
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制確保を目的として、看護業務を補助する看護補助者を配置しています。
- I 看護職員夜間１６対１配置加算１ …… ７０点
- J 療養環境加算 …… ２５点
当院は、病床１床当たりの平均床面積が８㎡以上となっています。
- K 重症者等療養環境特別加算（個室の場合） …… ３００点
（ 304号室・346号室・416号室・417号室・418号室・435号室・436号室
449号室・450号室・451号室・452号室・506号室・517号室・518号室
535号室・536号室・616号室・617号室・618号室・619号室・620号室
646号室・647号室・648号室・649号室・650号室・651号室・652号室 ）
上記の病室は、医療上の必要から常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする患者さんの入院に適しているものです。
- L 無菌治療室管理加算１ …… ３,０００点
（305号室・306号室・320号室・321号室 ）
- M 無菌治療室管理加算２ …… ２,０００点
（ 317号室・318号室・319号室 ）
- N がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携拠点病院） …… ５００点
がんの集学的治療、緩和ケアの提供、地域医療との連携、専門医師その他の専門の医療従事者の配置、院内がん登録の適切な実施、相談支援センター等の体制を備えた、地域がん診療連携拠点病院として指定されています。
- O 栄養サポートチーム加算 …… ２００点
栄養管理を要する患者さんに対し、栄養管理に係る専門知識を有した多職種からなるチームが診療を行っています。
- P 医療安全対策加算１ …… ８５点
医療安全対策地域連携加算１ …… ５０点
医療安全管理者が医療安全委員会と連携し、組織的な医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施しています。
（別掲示の「医療安全相談窓口のお知らせ」をご覧ください。）
- Q 感染対策向上加算１ …… ７１０点
指導強化加算 …… ３０点
院内に感染制御のチームを設置し、他の医療機関と連携して互いに感染防止対策に関する評価を行っています。また、抗菌薬の適正な使用の支援に関する体制を整備しています。
（別掲示の「病院感染防止対策の取り組み」をご覧ください。）
- R 患者サポート体制充実加算 …… ７０点
相談支援窓口を設置し、患者さんからの疾病に関する質問並びに生活上及び入院上の不安等に関する相談について対応しています。
（別掲示の「医療相談のご案内」をご覧ください。）
- S 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 …… ５００点
褥瘡管理者を配置し、予防・管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者さんに対し、計画に基づく総合的な褥瘡対策を継続して行っています。
- T ハイリスク妊娠管理加算 …… １,２００点
保険診療の対象となる合併症を有している疾患等の患者さんの、ハイリスク妊娠管理を行っています。
- U ハイリスク分娩管理加算 …… ３,２００点
保険診療の対象となる合併症を有している疾患等の患者さんの、ハイリスク分娩管理を行っています。
- V 呼吸ケアチーム加算 …… １５０点
継続して人工呼吸器を装着している患者さんに対し、多職種からなる専任のチームが診療を行っています。
- W 後発医薬品使用体制加算１ …… ８７点
後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を評価し採用を決定する体制を整備しています。
- X 病棟薬剤業務実施加算１ …… １２０点
病棟薬剤業務実施加算２ …… １００点
薬剤師が病棟等において薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施しています。
- Y データ提出加算２（200床以上の病院） …… １５５点
医療機関の機能や役割を適切に分析・評価するため、患者さんの病態や医療行為の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出しています。
- Z 入退院支援加算１ …… ７００点
地域連携診療計画加算 …… ３００点
入院時支援加算１,２ …… ２４０点, ２００点
退院困難な要因を有する入院患者さんが在宅での療養を希望される場合、

- 退院支援計画を立案・作成しています。
- AA 認知症ケア加算 1 …… 14日以内 180点
 “ …… 15日以上 34点
- AB せん妄ハイリスク患者ケア加算 …… 100点
- AC 地域医療体制確保加算 …… 620点
- AD 地域歯科診療支援病院入院加算 …… 300点

(3) 基本診療料（特定入院料）に係る事項（※は、DPCの場合）

- A 救命救急入院料 3
 3日以内の期間 …… 10,268点（※8,414点）
 4日以上7日以内の期間 …… 9,292点（※7,438点）
 8日以上14日以内の期間 …… 7,934点（※6,080点）
 15日以上30日以内の期間 …… 7,934点（※6,328点）
- 広範囲熱傷特定集中治療管理の場合
 3日以内の期間 …… 10,268点（※8,414点）
 4日以上7日以内の期間 …… 9,292点（※7,438点）
 8日以上14日以内の期間 …… 8,356点（※6,502点）
 15日以上30日以内の期間 …… 8,356点（※6,760点）
 31日以上60日以内の期間 …… 8,356点（※6,952点）
- 注3救急体制充実加算 2 …… 1,000点
- 注6小児加算 …… 5,000点
 （救命救急センター内の病室 20床）
- B 特定集中治療室管理料 6
 7日以内の期間 …… 8,890点（※7,036点）
 8日以上14日以内の期間 …… 7,307点（※5,453点）
 15日以上30日以内の期間 …… 7,307点（※5,711点）
- 広範囲熱傷特定集中治療管理の場合
 7日以内の期間 …… 8,890点（※7,036点）
 8日以上14日以内の期間 …… 7,507点（※5,653点）
 15日以上30日以内の期間 …… 7,507点（※5,911点）
 31日以上60日以内の期間 …… 7,507点（※6,103点）
- C 小児入院医療管理料 3
 14日以内の期間 …… 3,849点（※1,995点）
 15日以上30日以内の期間 …… 3,849点（※2,253点）
 31日以上 …… 3,849点（※2,445点）
 701号室・702号室・703号室・704号室・705号室・706号室
 707号室・708号室・709号室・710号室・711号室・712号室
 713号室・714号室・GCU病室・NICU病室

(4) 特掲診療料に係る事項

- A ウイルス疾患指導料の注2に規定する加算
- B 心臓ペースメーカー指導管理料の植込型除細動器移行期加算
- C 心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- D 高度難聴指導管理料
- E 喘息治療管理料の重度喘息患者治療管理加算
- F 糖尿病合併症管理料
- G がん性疼痛緩和指導管理料
- H がん患者指導管理料イ
- I がん患者指導管理料ロ
- J がん患者指導管理料ハ
- K がん患者指導管理料ニ
- L 糖尿病透析予防指導管理料
- M 小児運動器疾患指導管理料
- N 婦人科特定疾患治療管理料
- O 二次性骨折予防継続管理料1
- P 二次性骨折予防継続管理料3
- Q 下肢創傷処置管理料
- R 院内トリアージ実施料
- S 外来リハビリテーション診療料
- T 外来放射線照射診療料
- U 外来腫瘍化学療法診療料 I
- V ニコチン依存症管理料
- W 開放型病院共同指導料
- X ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ),(Ⅱ)
- Y がん治療連携計画策定料
- Z がん治療連携管理料
- AA 肝炎インターフェロン治療計画料

AB	薬剤管理指導料
AC	医療機器安全管理料1
AD	医療機器安全管理料2
AE	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
AF	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
AG	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)
AH	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
AI	造血器腫瘍遺伝子検査
AJ	遺伝学的検査
AK	骨髄微小残存病変量測定
AL	BRCA1／2遺伝子検査(腫瘍細胞を検体とするもの、血液を検体とするもの)
AM	先天性代謝異常症検査
AN	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
AO	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
AP	検体検査管理加算(Ⅳ)
AQ	遺伝カウンセリング加算
AR	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
AS	植込型心電図検査
AT	時間内歩行試験
AU	シャトルウォーキングテスト
AV	皮下連続式グルコース測定
AW	長期継続頭蓋内脳波検査
AX	神経学的検査
AY	小児食物アレルギー負荷検査
AZ	画像診断管理加算3
BA	遠隔画像診断
BB	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
BC	コンピューター断層撮影(CT撮影)及び磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)
BD	冠動脈CT撮影加算
BE	外傷全身CT加算
BF	心臓MRI撮影加算
BG	乳房MRI撮影加算
BH	小児鎮静下MRI撮影加算
BI	頭部MRI撮影加算
BJ	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
BK	外来化学療法加算1
BL	無菌製剤処理料
BM	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
BN	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
BO	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
BP	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
BQ	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
BR	がん患者リハビリテーション料
BS	リンパ浮腫複合的治療料
BT	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に規定する処置の休日加算1
BU	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に規定する処置の時間外加算1
BV	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に規定する処置の深夜加算1
BW	多血小板血漿処置
BX	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
BY	導入期加算1
BZ	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
CA	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
CB	ストーマ合併症加算
CC	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に規定する手術の休日加算1
CD	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に規定する手術の時間外加算1
CE	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に規定する手術の深夜加算1
CF	組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
CG	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
CH	椎間板内酵素注入療法
CI	緊急穿頭血腫除去術
CJ	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
CK	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
CL	乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
CM	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))

CN	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
CO	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
CP	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
CQ	経皮的冠動脈ステント留置術
CR	胸腔鏡下弁形成術
CS	胸腔鏡下弁置換術
CT	不整脈手術左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)
CU	経皮的中隔心筋焼灼術
CV	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
CW	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
CX	植込型心電図記録計移植術及び植型心電図記録計摘出術
CY	両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
CZ	両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
DA	植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
DB	植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
DC	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
DD	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
DE	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
DF	経皮的大動脈遮断術
DG	ダメージコントロール手術
DH	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
DI	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
DJ	体外衝撃波胆石破碎術
DK	腹腔鏡下肝切除術(部分切除術及び外側区域切除術)
DL	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
DM	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
DN	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
DO	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に規定する手術 ※別掲の「施設基準届出手術一覧」をご覧ください。
DP	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。) (医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術)
DQ	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に規定する手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
DR	医科点数表第2章第10部手術の通則20に規定する周術期栄養管理実施加算
DS	輸血管理料Ⅱ
DT	輸血適正使用加算
DU	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
DV	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
DW	麻酔管理料(Ⅰ)
DX	麻酔管理料(Ⅱ)
DY	放射線治療専任加算
DZ	外来放射線治療加算
EA	高エネルギー放射線治療
EB	1回線量増加加算
EC	強度変調放射線治療(IMRT)
ED	画像誘導放射線治療(IGRT)加算
EE	体外照射呼吸性移動対策加算
EF	定位放射線治療
EG	定位放射線治療呼吸性移動対策加算
EH	病理診断管理加算1
EI	悪性腫瘍病理組織標本加算
EJ	看護職員処遇改善評価料58
EK	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
EL	入院ベースアップ評価料70
EM	地域歯科診療支援病院歯科初(再)診料
EN	歯科診療特別対応連携加算
EO	歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
EP	医療機器安全管理料(歯科)

- EQ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ER 歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に規定する処置の休日加算1
- ES 歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に規定する処置の時間外加算1
- ET 歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に規定する処置の深夜加算1
- EU 歯科点数表第2章第9部手術の通則の9に規定する手術の休日加算1
- EV 歯科点数表第2章第9部手術の通則の9に規定する手術の時間外加算1
- EW 歯科点数表第2章第9部手術の通則の9に規定する手術の深夜加算1
- EX 歯科点数表第2章第9部手術の通則の17に規定する周術期栄養管理実施加算
- EY 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法(歯科診療に係るものに限る。)
- EZ クラウン・ブリッジ維持管理料
- FA CAD／CAM冠
- FB 口腔病理診断管理加算1
- FC 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

(5) その他

- A 入院時食事療養(Ⅰ)
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- B 人工乳房及び乳房用組織拡張器(特定保険医療材料)

4 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、お会計の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、患者さんの診療内容に関する内容(薬剤や検査の名称)が全て含まれておりますので、悪性腫瘍(癌)等に関する診療を行った場合も、その内容が明細書に表示されます。

家族に知られたくない情報や、ご本人に知らせたくない情報も全て表示されますので、明細書の交付を希望されない場合は、あらかじめ会計窓口へお申し出ください。

※発行された明細書には、患者さんの個人情報がたくさん記載されておりますので、大切に保管してください。万が一、無くされても再発行は致しません。
なお、発行した明細書は、患者さんにお渡しした時点で、当院の責任は消失しますので、その後のトラブル等について一切責任は負いません。

5 保険診療以外の負担について

当院では、保険診療以外の診療費等についての料金は、「新潟県立病院の料金に関する規程」により計算し、負担をお願いしています。

別に掲示の「保険診療以外料金一覧表」及び「入院室料差額病室のお知らせ」をご覧ください。

(規程は、新潟県ホームページに掲載されています。)

6 実費負担について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- A 私用電話料
日本電信電話株式会社の定める料金を基準とする額
(病室の電話はテレビカードでご利用ください。)

※なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

上記事項で不明な点は、1階医事窓口までお問い合わせ願います。